平成２４年（フ）第２０３号
三重県鈴鹿市西条８丁目18番地　フレグランスヴィラ３Ａ
債務者　川瀬　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５６号
三重県多気郡大台町清滝70番地２
債務者　山岡ひろみ
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１０９３号
京都市伏見区深草大亀谷古御香町113番地５
債務者　関口　龍兒
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９４号
京都市伏見区深草大亀谷古御香町113番地５
債務者　関口　智子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２２号
京都市右京区嵯峨広沢池下町67番地の８
債務者　岡部板金こと　福田　岩男
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２３号
京都市右京区嵯峨広沢池下町67番地の８
債務者　福田萬里子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５６号
京都市右京区嵯峨朝日町２－３　嵐山グランドシティ622号、住民票上の住所京都市西京区御陵峰ケ堂町２丁目30番地43
債務者　長谷川眞弓
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０３号
京都市左京区東大路仁王門下る東門前町528番地
債務者　岩永　伸治
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２１号
京都府宇治市広野町西裏76番地　アクティブニシモト306号、前住所奈良市中山町西３丁目202番地の12
債務者　岡部　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６３１号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目27番１―400号
債務者　安岡眞智子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第９８５号
広島県東広島市西条町寺家4977番地　グランデルＢ102号
債務者　古川　りか（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３６号
山口県宇部市大字際波194番地73
債務者　河村　卓也
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１５９号
長崎県諫早市日の出町４番24号　レオパレスＳＯＵ201号、前住所長崎県諫早市高来町西平原３番地４
債務者　渡邉　秀彦
1　決定年月日時　平成24年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
大分県日田市大字西有田477番地
債務者　森山千加子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第３８号
大分県日田市竹田新町１番30号　エトス若宮105号
債務者　戸田　弘子
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１３９号
北海道小樽市奥沢５丁目７番１号、前住所北海道小樽市真栄１丁目12番５号
債務者　加藤　　勲
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１４３号
北海道小樽市桜１丁目13番２号、前住所北海道小樽市桜１丁目12番８号
債務者　目時　大**昨**
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部